

期中の評価個表

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--------|-------------------|---------|-----------|---------|-----------|------------|------|
| 事業名 | 水源林造成事業 | 事業計画期間 | S 37～H 69（最長95年間） | | | | | | |
| 事業実施地区名 (都道府県名) | 大阪支所 昭和37年度 契約地 | 事業実施主体 | 緑資源公団 | | | | | | |
| 事業の概要・目的 | 民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源公団が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業 | | | | | | | | |
| ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等 | <p>費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>51,898百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>18,518百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.80</td> </tr> </table> | | | 総便益 (B) | 51,898百万円 | 総費用 (C) | 18,518百万円 | 分析結果 (B/C) | 2.80 |
| 総便益 (B) | 51,898百万円 | | | | | | | | |
| 総費用 (C) | 18,518百万円 | | | | | | | | |
| 分析結果 (B/C) | 2.80 | | | | | | | | |
| ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 | <p>関係市町村の民有林の未立木地の面積は、昭和55年から平成12年にかけて減少したもの、現在昭和45年当時の約1.4倍の水準にあり、森林造成が引き続き必要である。</p> <p>関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。</p> | | | | | | | | |
| ③ 事業の進捗状況 | <p>平均的な生育状況は、スギ35年生で樹高15.3m、胸高直径20.8cm、1ha当たり材積326m³となっている。</p> <p>広葉樹化した林分及び生育が遅い林分の占める割合は、全体の10%である。</p> | | | | | | | | |
| ④ 関連事業の整備状況 | <p>当該契約面積のうち54.8%の周辺に淀川水系高山ダム、新宮川水系猿谷ダム等のダムが設置されている。</p> <p>当該契約面積のうち10.8%の周辺に簡易水道関連施設が設置されている。</p> | | | | | | | | |
| ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 | 周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。 | | | | | | | | |
| ⑥ 事業コスト縮減等の可能性 | 特になし。 | | | | | | | | |
| ⑦ 代替案の実現可能性 | 生育に問題がある林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。 | | | | | | | | |
| 第三者委員会の意見 | <p>森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。</p> <p>ただし、雪害等によって広葉樹化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、生育が遅い一部の林分については、当分の間保育施業を見合わせることとする。</p> | | | | | | | | |
| 評価結果及び事業の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、広葉樹化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点を置いた施業へ変更し、また、生育が遅い一部の林分については、当分の間保育施業を見合わせることが適当である。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 <p>事業の実施方針 以上のことから、事業内容を一部見直しのうえ、継続する。</p> | | | | | | | | |